

評価委員会の役割と今後の審議スケジュールについて

1 評価委員会の役割

「地方独立行政法人法（以下「法律」）」及び「北九州市立病院機構評価委員会条例（以下「条例」）」で定められた以下の事項について、市長に意見を述べる。

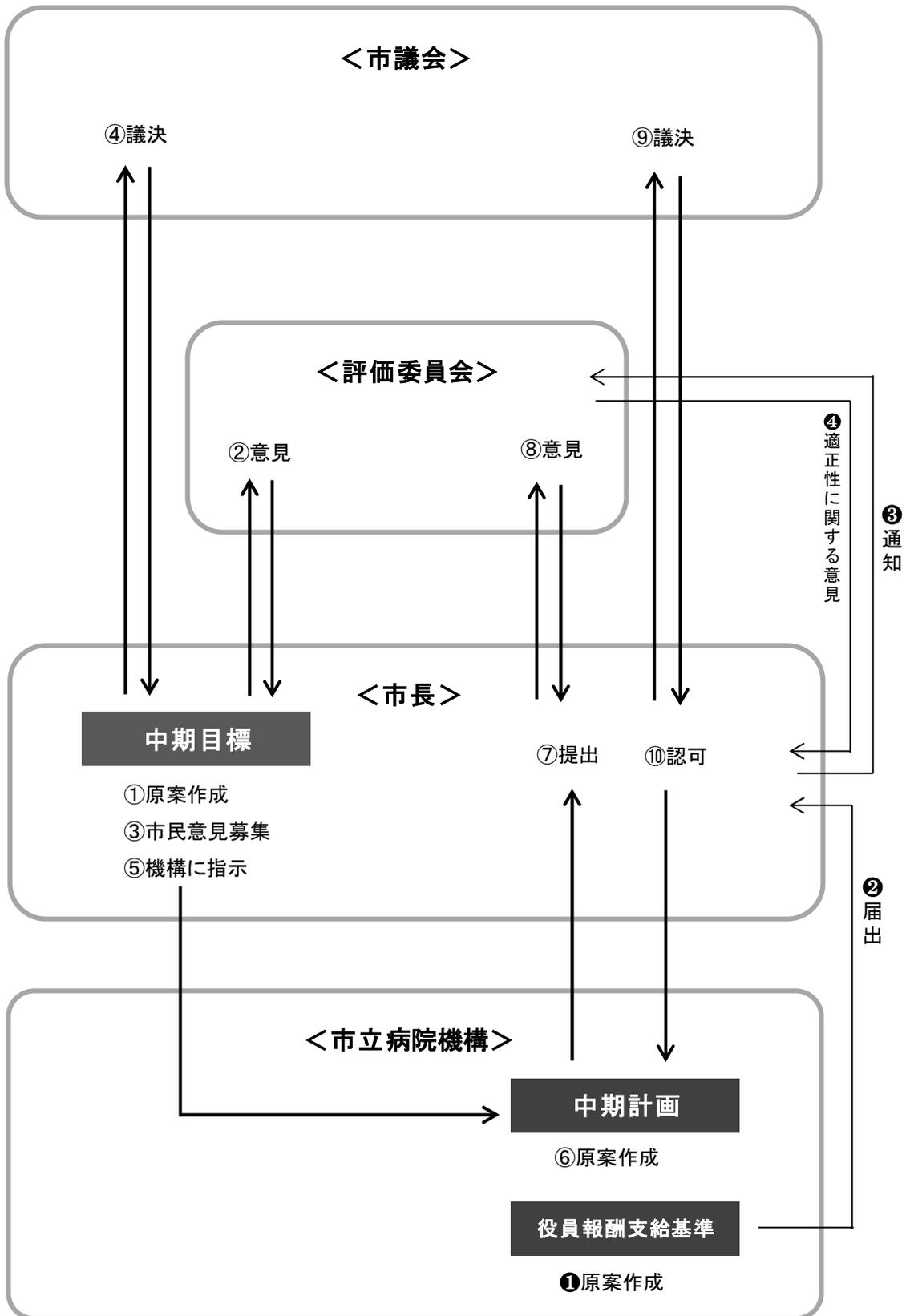
（1）法律で定められている事項

内 容	法律規定	平成 30 年度の 対象事案
市長が特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人に変更しようとする定款の変更を行う場合	第 8 条	—
市長が中期目標を策定・変更しようとするとき	第 25 条	○
市長が中期目標期間に見込まれる法人の業務実績の評価を行うとき（中期目標期間の最終年度内）	第 28 条第 4 項	—
中期目標期間に見込まれる業績の評価結果に基づいて、市長が法人の業務の継続等の検討を行うとき	第 30 条	—
出資等に係る不要財産の納付について、市長が認可しようとするとき	第 42 条の 2 第 5 項	—
条例で定める重要な財産の譲渡又は担保について、市長が認可しようとするとき	第 44 条	—
法人が役員報酬等の支給基準について、市長から通知があったとき	第 49 条	○
設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合で、法人の財産の処分を必要とするとき	第 67 条	—
他の地方独立行政法人と合併しようとするとき	第 108 条 第 112 条	—

（2）条例で定めている事項

内 容	条例規定	平成 30 年度の 対象事案
法人が作成・変更する中期計画を市長が認可しようとするとき	第 2 条第 1 項 第 1 号	○
市長が各事業年度の業務実績の評価を行うとき	第 2 条第 1 項 第 2 号	—
市長が中期目標期間の業務実績の評価を行うとき （中期目標期間終了後）	第 2 条第 1 項 第 2 号	—

2 評価委員会にかかる手続きのイメージ（平成 30 年度）



3 今後の審議スケジュール（想定）

回数	開催時期	内容
第1回	6月18日（月）	<ul style="list-style-type: none">・評価委員会について・委員長選任・中期目標（骨子）
第2回	7月下旬	<ul style="list-style-type: none">・中期目標の審議
第3回	8月下旬	<ul style="list-style-type: none">・中期目標の審議
第4回	10月上旬	<ul style="list-style-type: none">・中期目標の審議・中期目標に対する意見のとりまとめ
第5回～	11月～	<ul style="list-style-type: none">・中期計画の事前審議・役員報酬基準の審議